

## 定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 新政みえ

### 1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書（以下「報告書」という。）において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る（P48）」等とされています。

「選挙区及び定数に関する在り方調査会」（以下、調査会）の報告を最大限尊重し総定数は削減する。

具体的には1増3減の定数49とする。

### 2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

#### （1）任意合区（強制合区）について

鳥羽市選挙区は、総定数51人以上の場合は任意合区（公職選挙法第15条第3項）の対象、総定数50人以下の場合は強制合区（同条第2項）の対象となります。どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること（P48）」等とされています。

新政みえは定数49を提案するため鳥羽市選挙区は強制合区対象となる。

具体的には、これまでの三重県議会での議論の経緯から鳥羽市選挙区と志摩市選挙区を合区する。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努力すること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

調査会の報告を最大限尊重し一人区については回避、解消すべきであると考える。

具体的には、亀山市選挙区の定数1から1増し定数2とする。

## (3) 特別の事情による定数配分について

### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること（P48）」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること（P49）」等とされています。

調査会の報告書のとおり、議員定数は人口比例を原則としつつも地域の状況に応じた定数配分を行う事も必要と考える。

三重県議会においては、平成12年に行われた議員定数の見直しにより、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部においては市議会機能の充実により、住民の意見等がより迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあるとして、人口の多い市から成る選挙区（四日市市、津市、松阪市・飯南郡、鈴鹿市）の各定数1の計4減し、総定数55

から51に削減した経緯があります。

その際、伊勢市選挙区(定数4)は定数を据え置いていたことから、伊勢市選挙区の定数4から1減の定数3とする。

また次に人口の多い市から成る選挙区である伊賀市選挙区の定数3から1減の定数2とする。

#### イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差(参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照)について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること(P49)」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること(P49)」「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい(P49)」等とされています。

調査会の報告のとおり、一票の較差は3倍未満とすべきである。

具体的には、亀山選挙区との一票の較差が最大の「尾鷲市・北牟婁郡選挙区(3.28倍)」と次の「熊野市・南牟婁郡選挙区(2.92倍)」を合区し「東紀州選挙区(仮称)」を設置。定数は3とする。

#### ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象(参考資料の下段「逆転現象の確認」参照)について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること(P49)」等とされています。

調査会の報告を最大限尊重し逆転現象については解消すべきである。  
具体的には、亀山市選挙区の定数1を1増し定数2とすることで逆転現象を解消する。  
新政みえ案(総定数49)では新たに逆転現象が生じる選挙区があるが、報告書には「特に定数1の選挙区と定数2の選挙区の人口が逆転することは、それだけで2倍以上の較差が生じることから避けること。」とあり、まずは定数1と定数2の選挙区の逆転現象の解消をすべきである。

### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。  
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

調査会の報告を最大限尊重し、総定数の削減、一票の較差のは正(最大3倍未満)、一人区の解消、逆転現象の解消、地域間の均衡を考慮し、具体的には下記のように、現在の定数51から1増3減で総定数49とする。

- ・亀山市選挙区定数1を1増して定数2
- ・尾鷲市・北牟婁郡選挙区(定数2)と熊野市・南牟婁郡選挙区(定数2)を合区して定数4から1減して定数3
- ・鳥羽市選挙区(定数1)と志摩市選挙区(定数2)を合区して定数3
- ・伊勢市選挙区(定数4)を1減して定数3
- ・伊賀市選挙区(定数3)を1減して定数2

現行法では県議会選挙における定数や選挙区については人口比例を原則としていることや、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とするため、一人区が増える可能性も懸念される。

地域の実情に応じて選挙区の区割りを可能とするよう選挙制度の見直しの法改正を国に要望することも三重県議会として検討すべきである。

調査会の報告の中に、今後の県議会の役割として多元的な代表性の確保が一層重要なとの報告があり、県議会の定数及び選挙区の議論を進めるうえでその理念を最大限尊重し議会全体の共通認識とすべきである。